

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日  
令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 改定  
一般社団法人食品表示検定協会

## 名称変更のお知らせ

2024 年 4 月 1 日付で「上級合格者の会」は、「上級食品表示診断士の会」に名称変更を行うこと  
をお知らせします。

本会は食品表示検定試験上級合格者に対する役務の提供等の活動を目的とし、今回実態に即  
し、「上級食品表示診断士の会」に名称を変更することになりました。運用内容については、従  
来と変更ありません。

### 「上級食品表示診断士の会」の運用について

#### 1. 目的

食品表示検定試験上級に合格した上級食品表示診断士を会員とし、食品表示に関し国  
内トップレベルの知見をもった集団として、更にその知見を高めることを目的とします。

#### 2. 入退会

入会退会については以下に定めます。

- (1) 食品表示検定協会は上級食品表示診断士に対し、合格に伴い本会会員となること  
を連絡します。
- (2) 本会の連絡はすべてメールにて行います。メールアドレスの変更がある場合、また  
は退会を希望する場合は、食品表示検定協会までメールにてご連絡ください。

#### 3. 活動内容

会員は以下の活動に任意で参加することができます。食品表示検定協会はこれらの活  
動の案内を必要に応じて行い、参加者を集うものとしします。

- (1) 食品表示に関する知見の向上
  - a) 検定協会が主催する研究会への参加
  - b) 食品表示検定フォーラム（最新動向の情報提供兼ねる）への参加
- (2) 食品表示検定協会活動への協力（\*）

（\*）検定協会の認定基準に合うことが必要

  - a) 検定協会主催、及び外部からの依頼による食品表示セミナー講師
  - b) 食品表示検定試験作問への協力
  - c) 食品表示検定認定テキストなど書籍の執筆
- (3) 食品表示検定協会からの提供情報の活用
  - a) 食品表示に関するセミナー、イベント
  - b) その他食品表示に関する情報
- (4) その他食品表示に関する活動

4. 会費

会費はありません。活動により費用がかかるものはその都度提示します。

5. 守秘義務

食品表示検定協会活動への支援で守秘義務が必要な場合、検定協会と該当会員は守秘義務契約を締結します。

以上